

設置計画履行状況等調査の結果等について (平成27年度)

1. 調査の概要

設置計画履行状況等調査（以下「アフターケア」という。）は、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）（以下「手続規則」という。）第14条（※1参照）に基づき、大学の設置認可時等における留意事項及び授業科目の開設状況、教員組織の整備状況、その他の設置計画の履行状況について、各大学からの報告を求め、書面、面接又は実地により調査を行い、各大学の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として実施するものである。

2. 調査対象

アフターケアは、「大学設置分科会運営規則」第5条の2（※2参照）の規定に基づき、大学設置分科会の下に置かれた「設置計画履行状況等調査委員会」（以下「調査委員会」という。）（別添1）において、原則認可を受けた者又は届出を行った者のうち設置計画期間中にある者に対し、書面調査、面接調査、実地調査のいずれか又は併用によって行っている。なお、設置計画期間中に付された意見への対応が十分でなかった大学には、完成年度以降も設置計画履行状況の調査を継続して行うこととしている。

平成27年度の調査対象の公私立大学・大学院・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）の校数及び件数はそれぞれ450校755件であり、これらすべてについて書面調査を行い、併せて面接調査を実施したのは33校36件、実地調査を実施したのは18校21件であった。

(件)

	設置				収容 定員 増	計
	学年進行中		完成年度後			
	認可	届出	認可	届出		
書面調査	189	463	45	53	5	755
うち面接調査	8	10	9	8	1	36
うち実地調査	12	3	4	2	0	21

3. 平成27年度調査結果の概要

全対象450校のうち、是正意見及び改善意見が付された大学等は270校であり、意見が付されなかった大学等は180校であった。（別添2）

意見が付された大学等		270校
内 訳	是正意見が付された大学等 (警告とされた大学を含む)	10校
	改善意見が付された大学等	269校
意見が付されなかった大学等		180校

※1校に是正意見と改善意見が付されている場合がある。

全体としては、各大学等において設置計画が着実に履行されており、設置計画の変更があったものも、相応の理由ややむを得ない事情があったものと認められる。ただし、定員の不適切な管理や設置計画期間中の教育課程の大きな変更など、設置計画の履行という観点から不適切な事例も見られた。これらの状況は、学生の教育環境の悪化を招くものであり、教育の質の維持・向上の観点からも早急な改善が求められるものである。また、昨年度の調査の結果「是正意見」が付されたにも関わらず、対応が十分ではなく、「設置計画の履行の状況が著しく不適当な状態」に該当するおそれがあるものとして「警告」が付された事例や、改善意見を付されながら対応が不十分だとして「是正意見」が付された事例も見られた。

各大学等においては、設置認可申請に係る書類、あるいは届出に係る書類は、「各大学が社会に対して着実に実現していく構想を表したもの」であることを十分認識するとともに、特に下記の点について適切な対応をとるように改めて強く求めたい。

- 入学志願者や社会からのニーズを適切に踏まえた定員設定となっていない結果として、開設以来未充足が続いている状態、一方で、適切な入学者選抜が行われていない等により、大幅に定員を超えて学生を受け入れている状態の大学など、収容定員が適切に管理されていない大学が見られた。このような状態が継続する場合、教育環境の悪化が懸念されることから、各大学等においては、学生や社会からのニーズを踏まえた適切な定員管理が求められる。
- 教育課程の大幅な変更により体系性に疑義が生じているもの、教員の変更により主要授業科目を専任教員以外が担当しているもの等、大学設置基準等に抵触する大学も見られた。また、教員の減少等により、資格取得に必要な実習体制が適切に行われるか懸念されるものなど、学生に大きな影響を与えるような変更が見られた。設置計画は確実に履行することが前提であり、仮に止むを得ない事由により教育課程や教員の変更が生じた場合、適切に教員補充等の代替措置を講じ、教育に影響が出ないように配慮することが求められる。
- 臨床実習、インターンシップ、海外研修等、学外における体験や研修を授業として取り入れる事例が多くあるが、それぞれ単位認定するためには、当該研修等の教育目標を明確にし、事前・事後の学修、実施中の指導体制、安全管理や不測の場合の連絡体制など、十分な計画の下で行われるべきである。
- シラバスの記載内容が不十分、実習要項の記載に誤りや不明確な箇所がある等、学生が履修する上で活用すべき種々の情報が適切に提供されていないものが見られた。学生に対して教育等に関する情報を適切な形式で十分に提供することが必要であり、各大学等においては、組織的にその方法を検討し取り組むことが求められる。

なお、本調査において付される意見等の定義は以下のとおり。

意見等の種類	定義
留意事項	手続規則第13条に基づき、認可を受けた者が設置計画を履行するに当たって留意すべき事項
改善意見	設置計画履行状況調査の結果、留意事項の履行状況等に関し、改善を強く求める事項があり、認可を受けた者又は届出を行った者に対して、その改善を求める意見。
是正意見	設置計画履行状況調査の結果、早急な是正が求められる場合、又は改善意見を受けた後に行った設置計画履行状況調査の結果、当該改善意見が求める事項について不履行がある場合若しくは対応が不十分な場合において、認可を受けた者又は届出を行った者に対して、その早急な是正を求める意見。

警告	設置計画履行状況調査の結果，是正意見を受けながら，その早急な是正に向けた対応がなされていないと認められる場合に，認可を受けた者又は届出を行った者に対して，大学，大学院，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第3号に規定する「設置計画の履行の状況が著しく不適当な状態」に該当することになるおそれがある旨を伝達すること。
----	--

4. 設置計画履行状況等報告書の情報公開等

履行状況を記載した設置計画履行状況等報告書は，社会に対する説明責任を果たす意味で大学として積極的に公開することが求められる。各大学等はこの意味に鑑み，積極的に公表いただきたい。ホームページ等を利用し公開する際，情報を必要とする者が容易に情報を得られるよう工夫することが求められる。

また，全ての大学が受けることを義務付けられている「認証評価」（※3参照）とアフターケアの有機的な連携が図られるよう，引き続き，各認証評価機関に対して，本調査の結果を参考資料として送付することとしたい。

さらに，本調査の結果については，高等学校関係者にとっても有益な情報となることから，今年度から新たに，都道府県の高等学校担当部署（教育委員会及び私立学校所管部局）に対して送付することとしたい。

〈参考資料〉

※1 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年3月31日文部科学省令第12号）（抄）

第14条 文部科学大臣は，設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは，認可を受けた者又は届出を行った者に対し，その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め，又は調査を行うことができる。

※2 大学設置分科会運営規則（平成18年4月25日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定）（抄）

第5条の2 分科会に，次に掲げる事項の調査，審議又は指導及び助言等をさせるため，設置計画履行状況等調査委員会（以下この条及び第七条第三項において「調査委員会」という。）を置く。

一 大学設置・学校法人審議会令（昭和六十二年政令第三百二号）第五条第二号の規定により大学設置分科会の所掌事務とされたもののうち大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十四条に定める設置認可及び届出後の設置計画及び留意事項等の履行状況についての調査等

二 学校教育法第九十五条に基づき，同法第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は第一項の規定による勧告に関し，文部科学大臣が大学設置・学校法人審議会に諮問した事項に関する必要な調査等

三 前二号に規定する調査等の改善方策に係る審議

四 設置認可及び届出後の質保証に係る審議

2～9 （略）

※3 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）（抄）

第109条

1 （略）

2 大学は，前項の措置に加え，当該大学の教育研究等の総合的な状況について，政令で定める期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし，認証評価機関が存在しない

場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。